

びょうき しょう りゆう
病気や障がい理由に

しゅじゅつ ひと
こどもができなくなる手術などをうけた人・

なか あか ひと かぞく
おなかの中の赤ちゃんをうめなくされた人とご家族へ

くに かね
国からお金をうけとれます

きゅうゆうせいほごほうほししょうきんとうしきゅうほう
「旧優生保護法補償金等支給法」について

ねん がつ ほうりつ
○令和6年10月に法律ができました。

ほうりつ ほんにん きも
○この法律には本人の気持ちをきかれることなく

こどもができなくなる手術などをうけたり

おなかの中の赤ちゃんをうめなくされ

こころ や からだに おおきな くるしみ や いたみ を うけた

かたがた たい かね ほんら さいだ
方々に対してお金を払うことを定めています。

ひがい かがた たい くに
○被害をうけた方々に対して国はせきんを

みとめ ふかく しゃざい しています。

せいきゅう きげん
請求期限

れいわ ねん がつ にち
令和12年1月16日

きゅうゆうせいほごほうそうだんまどぐち

旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこうせいさく かんせんしょうたいさくか
場所：大分県 健康政策・感染症対策課

そうだん
相談するところ

8：30～17：15

げつよう きんよう
月曜 から 金曜

やす しゅくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始



でんわ そうだん
電話相談

097-506-2760

メール相談 sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX 097-506-1735



おおいたけん
大分県
ホームページ

そうだんまどぐち き さき れんらく
*相談窓口に来たいときは先に連絡をしてください。

しゅわつうやく くるまいす ひつよう かた
*手話通訳・車椅子など必要な方はおしらせください。



かね お金を 受ける ことができるのは どのような ひと ですか。

◇昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 までの間に 手術 など を 受けた ひと です。

●補償金(手術を受けた人1500万円 手術を受けた人の結婚相手500万円)

- ・子ども が できなくなる 手術 を 受けた ひと
 - ・子ども が できなくなる 手術 など を 受けた ひと の 結婚相手
- ※本人 が 亡くなっている 場合 には その 家族 が 受ける ことができます。

●優生手術等一時金(320万円)

- ・子ども が できなくなる 手術 を 受けた ひと
- ※補償金 を 受けた 場合 も 受ける ことができます。



●人工妊娠中絶一時金(200万円)

- ・おなか の 中の 赤ちゃん を うめなく された ひと
- ※優生手術等一時金 を 受けた 場合 は 受ける ことが できません。



かね お金を 受ける 手続き の しかた や ききたいこと ことは どの ところで おしえて くれますか。

◇わからない ことは 旧優生保護法相談窓口 に きいて ください。

連絡先 は おもて側 に かいて います。

◇だれか 手伝ってくれる ひと が いなくても 安心して 相談 してください。

◇希望 が あれば 手続き を 弁護士 が 無料 で お手伝い します

きゅうゆうせいほ ご ほう そうだんまどぐち

旧優生保護法相談窓口  097-506-2760

おおいたけん けんこうせいさく かんせんしょうたいさくか
大分県 健康政策・感染症対策課